

馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則

平成25年4月1日

公益社団法人 日本馬事協会

〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館

TEL 03-3297-5626 FAX 03-3297-5628

馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則

制	定	平成19年12月18日
改	正	平成22年 3月31日
改	正	平成23年 2月10日
改	正	平成23年11月 1日
改	正	平成24年 4月 1日
最終改正		平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るため、馬事普及啓蒙推進事業実施要領（以下「要領」という。）第2条の（2）、（5）、（7）及び（10）を実施するに当たっては、要領並びに地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱及び地方競馬全国協会馬事普及啓蒙推進事業補助実施要領による他、この細則に定めるところによる。

(事業の内容等)

第2条 事業の内容及び要件、事業実施主体、助成の対象、助成金の額等は別表1、助成金の算出単価等は別表2のとおりとする。

(1) 馬事普及特別対策事業

畜産関係団体等が馬に関するイベント等を開催する事業について助成を行う事業

(2) 優良農用馬生産振興対策事業

農用馬の主要な生産地域の生産集団が行う生産技術調査・研究開発活動等に対する支援及びそれらの評価を行う事業

(3) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業

全道規模で実施される馬の共進会に対して支援を行う事業

(4) その他協会会长が特に必要と認めた事業

(事業の実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、平成18年度から平成26年度までの9年間以内とし、各年度の事業は、当該年の4月から翌年の3月までの間に行うものとする。

(助成金の交付の申請)

第4条 本事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による助成金交付申請書を協会が定める期日までに協会会长に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由によるものであって、協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 協会は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適當であると認めたときは、助成金の交付決定を行い、事業実施主体にその内容を通知するものとする。ただし、協会が必要があると認めた場合には、事業内容に修正を加え、又はその内容に条件を付すことがある。

(助成金の交付決定の変更等)

第6条 事業実施主体は、助成金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、事業計画を著しく変更しようとするときは、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会会長に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の規定による変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容を変更することがある。
- 3 協会は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事情変更による助成金の交付決定の取消し等)

第7条 事業実施主体は、助成金の交付決定後生じた天災地変等の事情により特別な必要が生じたときは、別紙様式第3号による事情変更報告書を協会会長に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の規定による事情変更報告書の提出があった場合、その内容を審査し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容を変更することがある。ただし、本事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 3 協会は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第8条 事業実施主体は、本事業が完了したときは、別紙様式第4号による完了報告書を速やかに協会会長に提出しなければならない。

(助成金の確定の通知)

第9条 協会は、前条の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、助成金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(助成金の交付の方法)

第10条 助成金の交付は、千円未満を切捨て、精算払いの方法による。ただし、協会が特に必要と認めた場合には、概算払いをすることがある。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 協会は、事業実施主体が助成金を他の用途に使用し、又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他この規程の規定に違反した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、すでに交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 協会は、第1項の規定により助成金の交付決定の取消しをしたときは、事業実施主体にその内容を通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 事業実施主体は、第7条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、既に助成金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、助成金を返還しなければならない。

- 2 事業実施主体は、第9条の規定により助成金の額が確定された場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の助成金を返還しなければならない。

(業務検査)

第13条 協会は、必要があると認めたときは、事業の内容、助成金の使用状況を検査することができる。

- 2 前項の規定による検査及び地方競馬全国協会が行う協会の監査に関連し、事業実施主体の事業内容、助成金の使用状況を監査する場合は、これを拒んではならない。

(書類の保管)

第14条 事業実施主体は、事業に係わる経理等関係書類を、事業を実施した年度の次年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めなき事項は、必要に応じて別に定める。

- 2 この規程に定める事項で問題が生じた場合は、協会は地方競馬全国協会と協議の上内容を変更できるものとする。

附 則

この細則は、地方競馬全国協会の承認のあった日（平成19年12月18日）から実施し、平成19年4月1日から適用する。

なお、本細則の制定に従い、従前の「馬事普及特別対策（奨励金交付）事業実施要領（平成元年4月1日制定、平成13年4月1日改正）」は廃止する。

附 則

この細則は、地方競馬全国協会の承認のあった日（平成 22 年 3 月 31 日）から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、馬事普及啓蒙推進事業実施要領（平成 18 年 11 月 17 日地方競馬全国協会会长承認）の変更について地方競馬全国協会理事長の承認のあった日（平成 23 年 2 月 10 日）から実施し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、馬事普及啓蒙推進事業実施要領（平成 24 年 3 月 27 日地方競馬全国協会理事長承認）の変更について地方競馬全国協会理事長の承認のあった日（平成 24 年 3 月 30 日）から実施し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

事業の内容及び要件	事業実施主体	助成の対象	助成金の額等	備考
(1) 馬事普及特別対策事業 次のいずれかで開催するものであること。 地方競馬場 馬の共進会の会場 畜産関係団体等が開催する畜産フェアの会場 畜産関係団体等が開催する農業祭等の会場 アイウエー	地方競馬主催者 農業協同組合 農業組合法人 公社 担い手集団 特認団体	馬借上料 馬輸送費 諸謝金(指導員) 会場設営料 旅費 アルバイト賃金 印刷費 通信運搬費 消耗品費	事業費の1/2以内で、250千円を限度とする。	
(2) 優良農用馬生産振興対策事業 後継者の養成、飼養技術の情報交換・継承、馬文化啓発活動、技術研修会・講習会等の自主的な活動を行うものであること。	担い手集団 特認団体	馬借上料 馬輸送費(講師) 旅費(参加者) 会場借上料 資料作成費 アルバイト賃金 通信運搬費 消耗品費	定額 720千円を限度とする ただし、県外旅費の助成率は1/2以内とする	
(3) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業 一般市民に対する馬文化の啓発のため、全道規模で実施される馬の共進会を開催するものであること。	農業協同組合連合会 農事組合法人 公社 担い手集団 特認団体	会場借上料 会場設営費 諸謝金(審査員) 旅費(審査員) アルバイト賃金 印刷費 通信運搬費 消耗品費	事業費の1/2以内で、500千円を限度とする。	
(4) その他協会会长が特に必要と認めた事業 ばんえい競馬の支援および馬文化の啓発等のため、協会会长が特に必要と認めたものであること。	地方競馬主催者 農業協同組合連合会 農事組合法人 公社 特認団体	協会会长が特に必要と認めた事業費	定額	

(注1) 人件費、常雇的な賃金、事務所借料、備品購入費、懇親会等の宴会費、イベントの賞金、賞品等の経費は、助成の対象としない。
 (注2) 担い手集団とは、農用馬を構成員とする農業者を構成員とする農業者により構成されること。

(ア) 農用馬の飼養者により構成されること。
 (イ) 原則として、10名以上で構成される集団であること。
 (ウ) 都府県(北海道においては振興局)以上を事業区域とするものであること。

(エ) 助成事業終了後も継続的に担い手集団活動をすることがあること。
 (注3) (1) 及び(3)の事業により助成金の額を減額することがある。

において、実施の規模により事業ににおいて事業ににおいて、10名に満たない担い手集団にあつては、助成金の額を減額することがある。
 (注4) (1) 及び(2)の事業において、担い手集団がその事務局を農業協同組合又は農業協同組合連合会に置いている場合は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を事業実施主体とすることが出来る。

別表2

馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則に係る単価等

馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則の第2条の経費単価等は次によるものとする。

1 交付申請書の積算に当たっては、原則として次の単価とする。

経費項目	摘要	単価
1 会場借上料	1回当たり	3,160円(集合人員50人未満)
	1回当たり	8,460円(集合人員50人以上)
2 家畜借上料	1頭あたり	6,110円(大家畜)
3 旅費	1人当たり	県内6,040円(日帰り、宿泊を区分しない平均)
	1人当たり	県内15,680円(1泊2日)
	1人当たり	ブロック22,970円(1泊2日)
	1人当たり	全国54,140円(2泊3日)
4 諸謝金	1時間当たり	8,100円(大学教授級)
	1人1日当たり	6,200円(大学准教授級)
	1人1日当たり	10,600円(本省課長級)
	1人1日当たり	8,100円(本省課長補佐級)
	1人1日当たり	5,700円(本省係長級)
5 資料作成費	1人当たり	実態に応じた単価とする
6 アルバイト賃金	1人当たり	7,250円(1日1人当たり)
7 通信運搬費		査定事業費の1%以内
8 消耗品費		査定事業費の1%以内
上記以外の経費		実態に応じた単価とする

*ただし、会場借上料及び旅費については、特に必要と認める場合は別途算定する。

*馬輸送費及び会場設営費については、原則として1万円を超える支出がある場合、見積書を徴収し提出すること。ただし、事業実施主体等で規程により単価が定められている場合はこの限りでない。

2 経費は、次表に掲げる使用基準によるものとする。

経費項目	使用範囲
1 会場借上料	イベント等の当日に会場を借りるために要する費用
2 会場設営費	イベントの実施に不可欠な費用
3 旅費	「3 旅費」及び「4 諸謝金」は原則として、事業実施主体の規程に基づいて支給されるものであること
4 諸謝金	助成事業に係る研修会等で使用する資料であること
5 資料作成費	助成事業に係るテキスト、出品目録、ポスター等であること
6 印刷費	事業実施に当たり日々雇用する者に対する賃金
7 アルバイト賃金	助成事業に係る郵便料金、電話代、送金手数料等で、原則として交付申請書に記載した額の範囲内
8 通信運搬費	助成事業に係る用紙類、事務用品の購入費で、原則として交付申請書に記載した額の範囲内
9 消耗品費	助成事業に係る用紙類、事務用品の購入費で、原則として交付申請書に記載した額の範囲内

(注1) 事業実施主体役職員(有給非常勤・嘱託を含む)、国家公務員及び地方公務員(教育・研究公務員は除く)への謝金は助成金の対象外とする。

(注2) 助成事業により作成した印刷物には、地方競馬益金補助事業と印刷すること。